

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 97号 平成29年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

議案第117号 平成29年度岩国市一般会計補正予算（第4号）

以上2議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 98号 平成29年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 99号 平成29年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第110号 岩国市学校給食費条例

議案第112号 岩国市保育園条例の一部を改正する条例

議案第118号 平成29年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第119号 平成29年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第3号）

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第97号 平成29年度 岩国市一般会計 補正予算（第3号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、民生費の児童福祉費に関し、委員中から、子ども・子育て支援施設型給付費制度の概要について質疑があり、当局から、「本制度は平成27年度に創設され、未就学児の教育・保育施設に対する支援制度を統一し、国が定めた基準により算定した額を 給付するものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「今回の増額補正の要因は、施設で働く職員の処遇改善を図ることを目的とした加算基準が追加されたためと承知しているが、具体的にどのような処遇改善がなされるのか。また、これには、常勤職員以外の職員も対象となるのか」との質疑があり、当局から、「加算基準が追加されたことにより、常勤職員の配置に伴う加算額に、7年以上の職務経験を有する職員の配置に伴う加算額などが上乘せされることとなり、職員1人の雇用につき年間で約20万円の給付額の増加が見込まれる。また、対象となる職員は、常勤職員及び勤務形態が常勤職員に準ずる非常勤職員である」との答弁がありました。

続いて、民生費の生活保護費に関し、委員中から、「生活保護業務に従事しているケースワーカーは1人当たり何世帯を担当しているのか」との質疑があ

り、当局から、「現在、本市においては、被保護世帯1,224世帯を15人のケースワーカーで担当していることから、1人当たり81.6世帯となっている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「法律によれば、本市においてはケースワーカー1人当たり、80世帯を標準として担当すべきと考えられるが、現状において適正な職員配置を行っていると言えるのか」との質疑があり、当局から、「80世帯を若干上回っているものの、過重な負担とまでは言えないと考えているが、今後とも適正な職員数の確保に向けて対応してまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。